

4. 食品の検査一般に関する Q&A

QA43 食品のモニタリング検査とは、どのようなものですか。

食品中の放射性物質に関するモニタリング検査については、原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（平成 27 年 3 月 20 日改正）」に基づき、各都道府県で検査計画を策定し、実施されています。

過去の検査結果等を分析し、基準値を超える可能性が考えられる品目・地域について、重点的に検査しています。

各都道府県で実施された食品中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が集約し公表しています。また、各自治体のウェブサイト等で公表されています。

※対象品目は、放射性セシウムの検出レベルの高い食品（きのこ・山菜類、野生鳥獣肉等）、飼養管理の影響を大きく受ける食品（乳、牛肉）、水産物、出荷制限の解除後の品目等です。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 8 章 81 ページ「食品中の放射性物質に関する検査の手順」

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：平成 28 年 3 月 31 日